

競争入札設計図書等に関する回答書

令和 8 年 7 月 2 3 日

福島県いわき建設事務所長

工事（委託業務）番号	第 26－41380－0154 号
工事（委託業務）名	生活基盤緊急改善工事（護岸）
質 問 事 項	
・ 共通仮設費内にある借地料について、借地単価を求める際に必要となる買収単価は、どの情報資料を参考にすべきか判断しかねますので、ご教授お願いいたします。	
回 答 事 項	
・ 買収単価は非公表です。	

競争入札設計図書等に関する回答書

令和8年7月23日

福島県いわき建設事務所長

工事（委託業務）番号	第 26－41380－0154 号
工事（委託業務）名	生活基盤緊急改善工事（護岸）
質 問 事 項	
① 工事用道路の借地について、特記仕様書―第33 章 その他に「地権者と受注者間で十分に調整の上、契約すること」と記載がありますが、発注者側で地権者への工事説明や施工了承等は得ているのでしょうか。また、地権者との借地調整が難航した場合（借地料）等は、設計変更の対象となるか否か、ご教授いただけないでしょうか。 ② 役務費借地料の算定は、「公共用地の取得に伴う損失補償基準」第24 条第3 項及び第9 条の考え方に基づくものと理解してよろしいでしょうか。また、その場合において、県が保有する近傍の取引事例、公共用地取得実績、不動産鑑定評価等に基づき土地価格を算定している場合は、入札の公平性及び積算条件の明確化の観点から、参考価格（円／㎡）又はその算定根拠をご提示いただくことは可能か否か、ご教授いただけないでしょうか。	
回 答 事 項	
① 地権者から了承を得ています。またご質問の場合の借地料は変更対象外です。 ② 借地料の算定については御理解のとおりです。また買収単価は非公表です。	